

自治推進会議

- 1 自治推進会議規則
- 2 公募委員選任に関する要綱
- 3 公募委員の選考方法及び選考基準

中標津町自治推進会議規則（案）

平成 年 月 日規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、中標津町自治基本条例（平成 年条例第 号）第 条第 項の規定に基づき、中標津町自治推進会議（以下、「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとします。

（委員）

第2条 推進会議の委員は、10名以内とし、次のとおり町長が委嘱します。

- （1）公募に応じた人
- （2）市民活動団体が推薦する人
- （3）学識経験者
- （4）その他町長が適当と認める人

2 前項第1号の委員の数は、3人以内とします。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任は、妨げません。

（会長及び副会長）

第3条 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理します。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が招集します。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

4 推進会議の会議は、公開します。

（部会）

第5条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成します。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てます。

4 前条の規定は、部会の会議について準用します。

(関係者の出席等)

第6条 推進会議は、必要があるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見や説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができます。

(諮問事項等の公表)

第7条 推進会議は、諮問に対する答申又は町長への意見の申出をしたときは、その内容を公表します。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部企画課において処理します。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。

附則

この規則は、平成 年 月 日から施行します。

中標津町自治推進会議の公募委員の選任に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中標津町自治推進会議規則(平成 年 月 日規則第 号)、以下「推進会議規則」といいます。)第2条に定める委員のうち、同条第1項第1号に規定する公募による委員(以下「公募委員」といいます。)の選任に関し、必要な手続を定めるものとします。

(公募の方法)

第2条 町長は、委員の公募に当たっては、広報中標津及び中標津町のホームページ等により、次のとおりあらかじめ町民に周知するものとします。

推進会議の設置目的及び趣旨

募集人員

応募資格

任期

募集期間

報酬等

2 前項第5号に規定する募集期間は、三週間程度の期間を設けるものとします。

(応募の資格)

第3条 公募委員に応募できる者(以下「応募者」といいます。)は、年齢18歳以上の人であって、町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人として、ただし、高等学校等の生徒、町議会議員及び町職員を除きます。

(応募の方法)

第4条 応募者は、次に掲げる事項を書面に記載し、町長に提出しなければなりません。

住所

氏名

性別及び年齢

職業

電話番号その他の連絡先

応募の動機及びまちづくりに関する活動の経験があるときは、その内容及び期間
町が設置する審議会等の委員に就任した経験があるときは、その名称及び期間

(応募書類の提出方法)

第5条 公募委員に応募しようとする人は、前条に定める事項を記載した書面等を次のいずれかの方法により提出するものとします。

持参(代理人による提出を含む)

郵送

ファクシミリ

電子メール

(選考方法)

第6条 町長は、応募者から提出された書面等を参考に、別に定める選考基準により審査し、中標津町自治基本条例(仮称)(平成 年 月 日条例第 号)の趣旨に照らし、総合的に判断して公募委員の選考を行うものとします。

2 町長は、応募した者の数が推進会議規則第2条第1項第1号に規定する公募委員の定数に満たないときは、前項の規定によらず、公募委員の選任を行うことができるものとします。

3 町長は、前2項の規定により選任した者の数が募集定員に満たない場合において、その満たない数の公募委員を選任するときは、公募以外の方法により委員を選任することができるものとします。

(結果通知)

第7条 町長は、前条の規定により公募委員を選任したときは、速やかに公表するとともに、応募者全員に対し、書面で通知するものとします。

(文書の管理)

第8条 第4条の規定に基づき提出された書面等については、これを返却しないものとします。

2 前項の書面等の保存年限は、3年とします。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から実施します。

中標津町自治推進会議の公募委員の選考方法及び選考基準

中標津町自治推進会議の公募委員の選任要綱第6条第1項に規定する「別に定める選考基準」については、以下の基準によるものとします。

1 選考の方法

希望する町民に応募要領に基づき応募していただき、応募者の中から、以下の基準により選考します。

2 選考基準

(1) 応募者が募集人員に満たないときは、全員を委員とします。

(2) 応募者が募集人員を越えたときは、次により委員を決定します。

応募者について、次の基準を満たしていること。

ア 町内で働き、又は学ぶ満年齢18歳以上の方であること。

イ 高校生、議員又は常勤の町職員でないこと。

ウ 町の他の審議会・懇話会等の委員を2以上兼ねていないこと。

公募委員の構成に関して配慮すべき事項

ア 男女の比率は、会議全体で同数とすることが望ましいが、女性委員数は全体の概ね3割程度を目標とすること。

イ 年齢・職業、推進会議における検討内容とのバランス

ウ まちづくり活動の有無及びその分野のバランス

「応募の動機」の記載内容と会議の設置目的とのバランスを考慮する